

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.024

処 分 名	危険物の貯蔵取扱基準適合命令（移動タンク貯蔵所）
処 分 の 概 要	移動タンク貯蔵所において、危険物の貯蔵又は取扱いが消防法に規定する技術上の基準に違反していると認めるときは、消防法に規定する技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第11条の5第2項
処 分 基 準	◎移動タンク貯蔵所において、危険物の貯蔵又は取扱いが消防法に規定する技術上の基準に違反していると認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：令和3年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■消防法

第11条の5第2項 市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第4項において同じ。）は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第10条第3項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。

■消防法

第10条第3項 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。

■危険物の規制に関する政令

第4章 貯蔵及び取扱の基準